

死刑執行の停止及び死刑制度の廃止に向けた取り組みを求める決議

2023年3月2日

熊本県弁護士会

決議の趣旨

当会は、死刑制度は廃止されるべきであるとの立場を明らかにし、国に対し、死刑確定者に対する死刑の執行を直ちに停止し、死刑制度の廃止に向けた取り組みを直ちに開始することを求める。

決議の理由

1 日本弁護士連合会、九州弁護士会連合会、全国の各単位会及び当会の取り組み等

(1) 日本弁護士連合会は、2011年10月7日、高松市における第54回人権擁護大会において、死刑のない社会が望ましいことを見据え、死刑廃止について全社会的議論を開始することを呼びかける宣言を行った。そして、2016年10月7日、福井市における第59回人権擁護大会において、2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきであることを含む刑事制度全体の改革を求める宣言を行った。

そして、2022年11月15日には、「死刑制度の廃止に伴う代替刑の制度設計に関する提言」を発出し、死刑制度の廃止と、それに代わる最高刑としての終身拘禁刑の創設等の制度設計案を提言した。

- (2) 九州弁護士会連合会は、2012年から死刑廃止を検討する連絡協議会（死刑廃止検討PT）を設置し、九州全県で連続シンポジウムや勉強会を実施し、死刑廃止の意味と目的についての情報発信を行い続けている。
- (3) 全国の各単位会と各弁護士会連合会も、滋賀弁護士会（2016年9月27日）、宮崎県弁護士会（2018年6月29日）、札幌弁護士会（2019年2月26日）、中国地方弁護士会連合会（2019年11月1日）、大阪弁護士会（2019年12月9日）、島根県弁護士会（2020年2月7日）、埼玉弁護士会（2020年3月26日）、福岡県弁護士会（2020年9月18日）、東京弁護士会（2020年9月24日）、広島弁護士会（2020年10月23日）、愛知県弁護士会（2020年12月15日）、仙台弁護士会（2021年2月27日）、神奈川県弁護士会（2021年3月2日）、第二東京弁護士会（2021年3月22日）、沖縄弁護士会（2022年3月11日）、岡山弁護士会（2023年2月20日）及び長崎県弁護士会（2023年2月22日）において、死刑制度の廃止等を求める決議を発出している（なお、奈良弁護士会は「死刑制度に関する意見書」（2021年11月5日）を発出している）。
- (4) 当会も、2015年9月14日に「死刑に関する全社会的議論を呼びかける意見書」を発出し、その後も会内勉強会（「死刑制度に関す

る連続勉強会」) や市民向けのイベント(「死刑廃止を考える日」)等を行い、死刑制度のあり方について検討を重ねてきたものである。

弁護士会は多様な会員で構成された団体であるため、会員それぞれが死刑制度のあり方に対して固有の意見を有している。会員のなかには決議に反対の意見もあるが、弁護士会は構成員たる会員とは別の社会的役割を有する法人であり、死刑制度を廃止すべきか、存置すべきかという問題は、国の司法制度及び刑事政策の根幹に関わるとともに、ひいては基本的人権の中でも生命に直結する極めて特別な問題であることから、当会は構成員たる会員とは別の固有の立場で、国に対し、死刑執行の停止及び死刑制度の廃止に向けた取り組みを求めることを決議するものである。

2 死刑存廃に関する代表的な議論とそれらの点に対する当会の立場

- (1) 死刑制度をめぐっては、存置と廃止のそれぞれに相応の理由があり、人によって問題のとらえ方や自らの立場の根拠となる理由付けが異なる。

本決議にあたっては、国民又は県民の方々が死刑制度に関して議論するための一つの問題提起となることを目的として、当会が本決議にあたって念頭においた死刑制度に関する代表的な議論を(死刑存置論の見解を先に提示し、死刑廃止論の見解を後に)提示し、それらの点に対する当会の見解を示す。

(2) 1点目は、死刑制度と犯罪に対する抑止力をめぐる議論である。

一方で、死刑は凶悪犯罪の抑止のために必要であるとする見方がある。死刑という極刑があることは、凶悪犯罪を行うものの潜在的意識に作用し、犯行を抑止する力となるという議論である。組織的犯罪集団や政治的・宗教的なテロリストによる無差別殺人（ないし大量殺人）に対しては極刑が必要であるとする見方もこれに含まれる。

他方で、死刑制度が犯罪に対する抑止力となるという見方は科学的に証明されていないとする見方がある。死刑を廃止した上で治安を維持している国が世界には多数あることからすると、凶悪犯罪を抑止するために死刑制度を残す必要はないという見方である。無差別殺人（ないし大量殺人）に関しては、死刑があることが抑止力となるかどうかは疑問があり、日本の凶悪事件の発生率が世界的にみても低いことに鑑みると、無差別殺人が起きる可能性を考慮して死刑を存置するのは相当ではないという見方がある。

この点、当会としては、死刑制度を廃止しつつ刑罰制度を運用し、治安を維持できている国があることから、犯罪に対する抑止効果を目的として死刑を存置する必要性はないという見解に立っている。

(3) 2点目は、死刑制度と犯罪被害者保護をめぐる議論である。

一方で、犯罪被害者保護の観点からすれば、失われた被害者の生命のかけがえのなさに思いが至るとき、被害者遺族が愛する者を失った

悲しみや苦しみから被告人への極刑を望む気持ちが生じるのはやむをえないという見方がある。法治国家においては、被害者遺族による私的な報復が禁じられている以上、被害者遺族の代わりに国家が被害者遺族の報復感情に配慮する必要があるとする見方もある。

他方で、刑種を選択と量刑の決定にあたって被害者の意向が決定的な要素となるわけではなく、被害者感情を死刑制度という国家の刑罰制度や司法制度の在り方に直接反映させることも相当ではないという見方もある。死刑制度を運用していくことによって被害者遺族の悲しみと苦しみを癒やしていくのではなく、精神的・経済的支援体制の充実や修復的司法の取り組みなど多面的な対策によって被害者遺族の回復を図るべきことは社会全体の責務であり、被害者遺族の感情が重罰化・厳罰化に向かわないようにできる限りの努力をすることが必要不可欠であるという見方である。被害者遺族の死刑制度に対する意見は様々であり、犯人が死刑になっても被害者遺族にとっての事件が終わるわけではないとの見方もある。

この点、当会は2002年に犯罪被害者支援委員会を立ち上げ、被害者の支援の活動を継続的に行っており、被害者遺族に支援を行うことが極めて重要な法政策的課題であると認識している。そして、当会としては、被害者遺族の支援を行うことと死刑制度の廃止を目指すことは両立できる課題であるという見解に立っている。

(4) 3点目は、死刑制度と自己責任（根本思想、哲学を含む。）をめぐる議論である。

一方で、他者の命を軽視し、他者の命を奪うような犯罪を犯した者は、自らの命をもって償わされても自己責任（より端的に言えば自業自得）であるという見方がある。完全に自由な選択（素質や環境といった本人が選択できない要因がない状態）によって凶悪犯罪を犯した者に酌量の余地はないという見方もある。

他方で、人格は時間の経過とともに変化するから、罪を犯した人物であっても、そこに至った背景に思いを致し、どんな人間も変わりうることを念頭に、更生を目指す努力を放棄しないことが、刑事司法のあり方として望ましいという見方がある。親との関係や育った環境、教育レベル、社会的原因が影響を与え、罪を犯すことにつながっていく場合があり、刑罰制度を運用するにあたっては、その人の特殊な人格や性格のせいにするだけでなく、生まれながらにして選択することができなかった要素を見詰めることが必要であるとする見方である。

この点、弁護士会は、罪を犯した者の更生と再犯防止に携わっていることから、当会としては、重大な罪を犯した人物に対しても、更生を目指す努力を放棄しないことが、刑事司法のあり方として望ましいという見解に立っている。

(5) 4点目は、死刑制度と世論をめぐる議論である。

一方で、世論調査で国民の多くが死刑制度を支持しているという見方がある。民主主義社会において、国民の意見を無視して死刑制度を廃止することはできないという見方である。

他方で、政府は国民に対して死刑に関する情報を提供していないため、国民の世論は死刑制度の実態を十分知った上での意見ではないとする見方がある。死刑囚が拘置所の中で毎日どのように過ごし、どのような過程で執行対象者が選ばれ、具体的にどのように死刑が執行されるのか、死刑の執行に立ち会う刑務官の苦悩等の具体的な状況が判明したときに、国民が死刑を肯定する世論は維持されないという見方である。

この点、国家の政策決定の当否を考える上で、国が政府情報を公開することは極めて重要な事柄であるから、国会としては、死刑制度に関する情報提供が適切になされていない現状において、世論調査の結果は死刑制度を存置する理由とはならないという見解に立っている。

(6) 5点目は、死刑制度と誤判をめぐる議論である。

一方で、誤判のおそれは死刑を廃止する根拠とはならないとする見方がある。証拠上誤判のおそれが絶対でない犯人に関しては、誤判のおそれがあることを理由に死刑を免れさせる理由とはならないという見方がある。誤判のおそれは死刑に限ったことではなく、誤判のおそれがあることを理由に刑罰を廃止するのであれば、死刑以外の刑罰も

廃止する必要があるとする見方もこれに含まれる。

他方で、誤判の中には、被告人が真犯人かどうかという判断の誤りだけでなく、責任能力等の判断における誤判や、犯行全体における被告人の役割の大きさに関する評価の誤りや、被告人に有利な量刑事情の見落とし等様々ありうる。特に、死刑の確定判決が再審により覆され、死刑確定者にあらためて無罪が言い渡された事件が現に4件（免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件）存在することは、死刑制度が無辜無実の者の処刑という最悪の事態をもたらす具体的な危険性を持つことを実証するものであり、これを制度の問題点として見ると、誤判のおそれは死刑を廃止する主要な根拠となるという見方がある。特に、誤判の疑いが強いにもかかわらず、既に死刑が執行されてしまっている事件が九州だけで3件（飯塚事件、菊池事件、福岡事件）あり、死刑が取り返しのつかない結果をもたらすことを示している。

この点、弁護士が取り組む刑事弁護活動の最大の任務は誤判とそれに基づく刑の執行を防ぐことにあり、誤判による不正な死刑の言渡しと執行が行われることを不可避のリスクとして甘受すべきであるという立場はとりえないことから、当会としては、間違えて無実の者を有罪とし、誤って死刑を執行してしまうという可能性が存在していることは、制度を運用する上で無視できない問題であるという見解に立っている。

(7) 6点目は、死刑制度と国際社会の動向をめぐる議論である。

一方で、死刑制度は国の司法制度の問題であり、わが国独自に判断されるべきであるとする見方がある。国際社会は、独自の判断で刑罰制度を運用しており、文化、歴史、民族、人口その他の要因で死刑を廃止するか存置するかを判断してきたものであり、国際社会も一枚岩ではないという見方である。

他方で、既に、死刑を廃止又は停止している国は144か国にもなっており、2021年の1年間で実際に死刑を執行したのはわずか18か国にとどまる。先進国とされるOECD加盟国の中でみると、死刑を執行しているのはアメリカ合衆国の一部の州と日本だけであり、アメリカ合衆国では死刑は縮小される方向にある。死刑を廃止することは国際社会の大きな流れとあってよく、日本は国際連合から度々死刑執行の停止を要請されている。国際連合が日本に対し死刑執行の停止を要請するのは、死刑が基本的人権に関わる問題だからである。死刑制度は、正当な理由があれば他者の命を奪うことを許すものであり、この世に生きる値打ちのない生命があるということを国家が宣言するという側面を有するが、国連は「生命の不可侵」（国家による個人の生命への関与の否定）を人間の生存権の基本とし、国の最高権力者といえども国民の一人一人の生命を国家権力により抹殺することはできないと捉え、死刑廃止への理念としている。

この点、人権に関する問題は、我が国の制度を相対化する視点を獲得するために、国際的な人権水準を参考とすることが必要であり（例えば、非嫡出子の法定相続分を嫡出子の2分の1を定めた民法の規定を違憲とした最高裁大決平成25年9月4日民集67巻6号1320頁は、諸外国の状況にふれ、嫡出子と非嫡出子の相続分に差異を設けている国は欧米諸国にはなく、世界的にも限られた状況にあることが理由の一つとなっている）、当会としては、国際社会の一員として、国際連合からの死刑執行の停止の要請を無視するのは相当ではないという見解に立っている。

(8) 7点目は、死刑制度と再犯予防又は代替刑となる刑罰をめぐる議論である。

一方で、死刑を廃止した場合に、現状の無期刑であれば、凶悪犯罪者が仮釈放により社会内で再び凶悪犯罪を犯す可能性があることを危惧する見方がある。凶悪犯罪者を死刑にすることは、再犯の可能性を除くという意味で相応しいという見方である。

他方で、死刑を廃止した場合の代替刑として、仮釈放のない終身刑を導入することで犯人の再犯を予防すべきであるとする見方がある。

この点、当会としては、死刑を廃止した場合の代替刑（例えば、刑の言渡し時には仮釈放の可能性がない終身拘禁刑等）に関する制度設計の具体的検討を行うべきである見解に立っている。

3 死刑執行の停止及び死刑制度の廃止に向けた取り組みを求める

(1) 上述のほかにも、死刑を執行する刑務官の人権の問題、死刑執行方法の残虐性の問題、死刑を判断する刑事手続上の問題、死刑囚に対する処遇の問題等、死刑制度に関しては様々な論点があるが、以上において死刑制度をめぐる代表的な議論を概観し、それらに対する当会の立場を示した。特に、犯罪被害者保護をめぐる議論に関して、精神的・経済的支援体制の充実や修復的司法の取り組みなどの多面的な対策によって被害者遺族の回復を図るべきことは社会全体の責務であり、当会としても今後も継続して被害者支援の活動を続けていくことをあらためて確認する。

(2) その上で、基本的人権の擁護と社会正義の実現という使命を担う当会としては、「生命の不可侵」（国家による個人の生命への関与の否定）を人間の生存権の基本とし、国の最高権力者といえども国民の一人一人の生命を国家権力により抹殺することはできないという国際的な意識が進んでいることに加えて、免田事件と菊池事件において誤った死刑判決によって無実の者が生命を奪われる具体的危険性があることを経験していることを踏まえ、日本弁護士連合会及びその他の単位会と同様、ここに死刑制度は廃止されるべきであるという意見を表明し、国に対し、死刑執行の停止及び死刑制度の廃止に向けた取り組みを求めるとともに、国民又は県民の方々が死刑制度に関して議論するため

の問題提起となるよう本決議を行うものである。

以上

【参考】

2023(令和5)年3月2日 臨時総会決議

会員数284人

票決数：賛成97 反対26 棄権7